【朝日町版】農業研修生・新規就農者・経営継承事業への支援

令和８年６月現在

募集・相談・調整段階

就農募集・PR

就農情報の発信【町・りんごの郷】
・チラシ・HP・SNS・マイナビ農業等により就農募集
・YouTubeによる新規就農者映像発信
・りんごの郷便り、Facebook、Instagramによる情報発信

就農フェア等への参加【町・受入協・りんごの郷】
新農業人フェア参加による就農募集

地域おこし協力隊公募事業【町・受入協・りんごの郷】
都市部からの意欲ある独立就農希望者を公募し特別支援を実施
①募集→②農業体験・書類審査（一次審査）→③事前研修（二次審査）→④面接・選考→⑤決定→⑥最大3年間の研修と農業行政活動

農業体験支援

短期農業体験【町・受入協】
県外からの2日～１週間短期就農体験参加者の交通費について1万円を限度に補助

ぷち農業・農村くらし体験【県】
県外からの希望者が1週間程度の農業体験を実施した場合に宿泊費や受入農家への謝金を支援
・体験者の宿泊費の1/2又は3,000円のうち低い額
・受入農家への支援　5,000円～7,500円/人日

お試し就農移住体験【県】
県外からの就農希望者と雇用契約を結び、長期の就農体験に従事させた受入農家に対し、就農希望者への支払い報酬の一部を支援
上限10万円/月、1か月以上6か月以内
※ぷち農業・農村くらし体験を利用した者

お試し雇用就農助成【県】
県外からの就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対し支援
10万円/月、最長4か月
（雇用就農資金の対象外の雇用開始最長4か月）

継承支援

樹園地継承相談窓口【町・りんごの郷】
・樹園地、経営継承相談（出し手・受け手）
・樹園地、経営継承者の掘起し・把握

樹園地継承マッチング情報【りんごの郷】
後継者がいない生産者（出し手）の樹園地を継承するため、出し手と新規就農者や規模拡大する農業者をマッチングするシステム



就農準備・継承

研修・就農準備支援

地域おこし協力隊【国】
都市部から移住し独立就農する研修生に対し、技術・経営研修と農業行政活動を行う場合に支援
年間345万円、最長3年

就農準備資金【国・町】
独立就農を目指す研修生に対し支援
年間165万円、最長2年
※就農予定時年齢50歳未満
※町外からの移住者は年間36万円上乗せ

研修生等宿泊施設の提供【町】
町外からの研修生に対し農業研修生等宿泊施設への入居支援（シェアハウス）
家賃：負担なし　光熱水費：自己負担

新規就農者家賃補助【町】
研修期間中の家賃補助（町内の住居について賃貸契約を結んだ50歳以上の方）
賃借料の1/2、上限1万円/月



技術研修支援

農林大学校入学支援事業【町】
卒業後町内で就農予定の農林大学校等入学生の授業料を全額補助、最長2年

実践農業研修生受入支援【町】
受入農家が研修生に支払う賃金等の補助
経費の1/4、上限4万円/月、最長2年

継承支援

経営継承準備支援【県】
第三者継承に必要な不動産鑑定や契約書作成等の経費の一部を支援（三親等以上）最大20万円

第三者移譲による離農給付金【町】
経営移譲者（出し手）が離農・規模縮小する際に、生産可能な農地を第三者の認定新規就農者に移譲（売買）した場合に支援
経営面積の9割以上の移譲　5万円/10a
経営面積の5割以上の移譲　3万円/10a

就農開始



経営支援

経営開始資金【国】
就農時50歳未満の認定新規就農者に対し支援
年間165万円、最長3年

独立自営就農者定着支援事業【県】
農業経営基盤を持たない50歳以上の認定新規就農者に対し支援、年間最大66万円、最長3年

経営開始支援助成【県】
国の事業の対象とならない県外からの新規就農者（認定新規就農者以外）が営農するために必要な資金を助成　年間82．5万円（最長１年間）

新規就農者経営開始支援【町】
国・県の事業の対象とならない50歳以上の認定新規就農者に対し、経営開始支援金を支給
25千円/月、最長3年

青年等就農資金【金融機関】
認定新規就農者に対する無利子貸付
借入限度額3,700万円、償還期限17年以内
（うち据置期間5年）

経営発展支援事業【国・県】
就農時50歳未満の認定新規就農者に対し、機械・施設等の導入に係る経費を事業費上限1,000万円（経営開始資金受給者は事業費上限500万円）に対し補助　国1/2、県1/4
※就農時65歳未満の認定新規就農者　国3/10（新規就農者チャレンジ事業）

未来を育む農業担い手育成支援事業【県・町】
①担い手の経営発展の取組みへ支援
認定新規就農者等（10年目までで販売金額1,000万円未満）による農業機械等の導入
事業費上限額500万円、県1/3、町1/6
②担い手の営農定着の取組みへ支援
経営継承予定の認定新規就農者以外の新規就農者（新規参入者、Uターン就農者等10年目まで）による農作業小屋の修繕や農業機械等の導入
事業費上限額200万円、県1/3、町1/6

就農条件整備支援事業【町】
国・県の事業の対象にならない認定新規就農者の就農計画に即した機械・施設等の購入費支援
事業費の1/3又は100万円のいずれか低い額

技術・継承支援

経営継承サポーター設置支援事業【県】
第三者継承を行う経営継承者（受け手）が経営移譲者（出し手）を働き手として雇用する場合、ノウハウ等を円滑に継承するための賃金への支援
年間上限：1年目60万円、2年目30万円
※定着支援アドバイザー設置事業と重複利用不可

若手農業者研修補助【町】
若手農業者の会による研修等への費用補助

定着支援アドバイザー設置事業【県】
認定新規就農者や農業経営基盤を持たずに新たに農業経営を開始した者が、栽培技術や経営について相談できる「定着支援アドバイザー」を設置する際の費用を支援
年間上限：1年目10万円、2年目5万円

農林大学校・農業技術普及課等の各種研修【県】
新規就農支援研修、農業実践者セミナー、農業経営力養成講座、果樹栽培研修等の開催

住宅支援

空き家等改修支援【町　建設水道課】
空き家バンクを介し、空き家を購入または賃貸する場合に改修費用の助成

持家住宅建築奨励補助【町　建設水道課】
自ら居住する住宅の建設工事（住宅等の新築・増改築）を町内建設業者が施工する場合の助成

移住支援　（地域おこし協力隊を除く）

山形県移住支援事業【県・町　政策推進課】
東京圏から県内の中小企業等への就職、テレワーク又は関係人口として町内に移住した場合に支援
世帯最大100万円+α　単身最大60万円
※18歳未満の世帯員を伴う場合、一人あたり100万円加算

移住者引っ越し費用補助事業【町　政策推進課】
町外からの転入で１年以上定住する意思のある方に引越費用の一部を支援
世帯最大10万円・単身最大5万円

若者・子育て世帯移住・定住支援事業【町　政策推進課】
満30歳未満の方が新たに就業した場合、または中学生以下のお子さんがいる子育て世帯が転入した場合に支援
年額10万円×3年間（地域商品券）

米・味噌・醤油・県産食品詰合せを提供【県】※

移住世帯に対する賃貸住宅の家賃補助【県】※
家賃の一部（上限1万円/月）を最大24か月分

若者世帯・子育て世帯移住支援金【県】※
若者世帯（40歳未満）及び子育て世帯（15歳未満帯同）に最大40万円支給
※上記の３事業は県外からの移住前に「移住希望登録」に登録が必要　詳細はこちら→